

西京支部少年部細則再周知事項

第Ⅷ章 会員の周知徹底義務等

(大会等の会場付近における自動車の進入及び駐車禁止)

第21条 本会が借り受けた牛ヶ瀬グラウンドが会場である場合、周辺道路での駐車は厳禁とし、北側マンション付近での駐停車を厳禁とする。
また、小畑川グラウンド北側住宅地内での駐停車を厳禁とする。

第22条 各チームの代表者は、第21条の事項を指導者等及び試合応援関係者に責任をもって周知徹底を行わなければならない。
また、各チーム関係者がグラウンドへの選手の輸送及び応援等に使用する全ての駐車車両には、チーム名を記載した「駐車許可書」のカードを必ず表示しておくことを徹底しなければならない。

本会は、宇治川グラウンド、横大路グラウンドの駐車車両に関しては、「駐車許可書」を発行し、宇治川グラウンド、横大路グラウンドの入り口手前で掲示することとし、「駐車許可書」の掲示のない車両に関しては、入場を認めないこととする。
なお、宇治川グラウンド、横大路グラウンド、京女大グラウンド、光華グラウンドの駐車車両に関しては、5台までとする。

宇治川グラウンドについて、堤防の2本目のスロープを必ず通る事する。

(義務違反の場合)

「駐車許可書」の表示がない車両及び駐車台数を規定より多く駐車した場合は、即退車とし、原則1ヶ月間本会主催の大会に関する駐車は認めないこととする。

【御願事項】

小畑川グラウンド・牛ヶ瀬グラウンド・嵐山東公園においては、駐車場所が無いことから、有料駐車場のご利用を御願いたします。